

居宅介護支援事業関係 Q & A (令和3年3月時点)

質問内容	回答	備考
入院時情報連携加算に係る「入院日」の初日の考え方は。	入院した時刻に関わらず当日が1日目となります。 (例) 3/2に入院→3/2が1日目	「庄内地域入退院ルール」を活用してください。 (山形県ホームページ) https://www.pref.yamagata.jp/337021/kenfuku/kenko/hokenjo/shounaihokenjo/iryajouhou/shonairule.html
医療系サービスを位置付けた際に医師へケアプランを交付するが、 ①交付に対する受領書は必要か。 ②①が不要の場合、交付したことの記録の取扱いは。	受領書のやり取りまでは求めませんが、交付した日、交付先が分かるよう支援経過に記録してください。 なお、この取扱いについては、居宅サービス事業所等の担当者への交付についても同様とします。	
特定事業所加算における(主任)介護支援専門員の常勤専従の取扱いについて、管理者との兼務の考え方は。	管理者と(主任)介護支援専門員の兼務については「専従」と考えて差し支えないものとします。 なお、当該居宅介護支援事業所以外にも兼務している職務がある場合はこの限りではありません。	
感染症や災害への対応については事業所単位で行うのか、法人単位で行うのか。	基準省令の解釈通知(備考参照)において、「他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない」とされていることから、法人全体で実施することも想定されます。 なお、他のサービス事業者との連携等により実施する場合は、それぞれのサービス種別に適する内容となるよう配慮してください。	基準省令の解釈通知： 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)
月末に介護認定が確定した場合、居宅の届出は何日まで提出すると国保連に通常請求できるのかお聞きしたい。	入力作業を伴うため、月の末日の前日までには届出をお願いします。 (例) 月末が30日の場合、29日まで ※月末の前日が閉庁日の場合は、さらにその前日となります。 (例) 月末が30日で29日が日曜の場合、27日金曜まで	やむを得ず月の末日に提出となる場合は事前の相談があれば対応可能です。 ただし、翌月初めに届出されたものについては、国保連協会との情報連携の日程上、原則対応不可になりますのでご了承ください。